

令和8年第5回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和8年5月28日(木)

午後 2時05分閉会

2 場 所 竹原市役所 5階 教育委員会室

3 出席者 高田教育長、浅野教育長職務代理者、西川委員、永福委員、
辰己委員

4 説明員 岡元教育次長兼総務学事課長、大橋参事兼教育指導担当課長、
小早川人事管理担当課長、新潟文化生涯学習課長、
山口総務学事課教育総務係長、岡田総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

報告第 2 号 臨時代理処分の承認について(学校運営協議会委員の委嘱の変更について)

議案第 1 9 号 職員の任免その他の人事について

議案第 2 0 号 令和9年度使用教科用図書採択基本方針について

議案第 2 1 号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について(工事請負変更契約の締結について)

議案第 2 2 号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について(令和8年度教育委員会関係補正予算案)

議案第 2 3 号 竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案

○高田教育長 ただいまから、令和8年第5回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。

お諮りいたします。議案第19号は個人情報であるため、議案第21号及び第22号は成案になる前の内部検討の段階であるため、非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○辰己委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第19号は個人情報であるため、議案第21号及び第22号は成案になる前の内部検討の段階であるため、非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに決定しました。

○高田教育長 教育委員会会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

傍聴にあたっては、竹原市教育委員会傍聴規則を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。なお、第4条第4号の規定により許可なく写真撮影、録音、録画をすることは禁止しておりますので、申し添えます。

○高田教育長 はじめに、報告第2号「臨時代理処分の承認について（学校運営協議会委員の委嘱の変更について）」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○小早川課長 報告第2号「臨時代理処分の承認について（学校運営協議会委員の委嘱の変更について）」でございます。議案書1ページをご覧ください。令和8年度の各校の学校運営協議会委員の委嘱については、第3回教育委員会会議において学校長の推薦を基に、承認をいただいております。今回、承認いただいた学校運営協議会委員について、4月21日時点で竹原中学校から変更の旨、申し出がありましたので、委員の変更を求めるものであります。なお、変更の承認については、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集するための時間的余裕がなかったため、教育長に対する権限委任規則第4条第1項の規定により、臨時代理処分をいたしましたので同条第2項の規定により報告するものでございます。変更した学校運営協議会委員については、4ページの表をご覧ください。そちらに変更後、変更前の表を示し

ております。一番下の竹原中学校の友岡淳様が今年度PTAの会長になりましたので、新しく入っております。これで竹原中学校は委員が8名から9名に増えております。それに伴って、市内全体の学校運営協議会委員の数も74名から75名と1名増えております。なお、臨時代理処分年月日は令和8年4月23日です。よろしくお願いします。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。報告第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○辰己委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、報告第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第20号「令和9年度使用教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋参事 議案第20号「令和9年度使用教科用図書の採択基本方針」についてでございます。議案書の10ページをご覧ください。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条及び広島県教育委員会が示す教科用図書の採択基本方針に基づき、「令和9年度使用教科用図書の採択基本方針」について、教育委員会の承認を求めるものでございます。12ページをご覧ください。ここに令和9年度義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による図書に係る採択基本方針を示しております。これまで同様、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、「教科用図書以外の教科用図書を使用することが出来る」となっているため、特別支援学級につい

ては、一般図書も含まれます。ここに記載されている内容を踏まえ、令和9年度に使用する教科用図書の採択に向け、今後、それぞれの学校が検定本、著作本、一般図書の中から選定理由書をもとに選定作業に入ります。また、15ページをご覧ください。ここに昨年度の基本方針との比較を掲載しております。令和8年を令和9年に、令和7、6年を令和8、7年というふうに数字が1年上がっているということで、他の変更はございません。2にありますように、小学校及び中学校の教科用図書については、令和5、6年度に採択をしていますので、昨年度と同一の教科書を継続して使用します。よって新たに今年度採択することはありません。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○辰己委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第23号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○岡元教育次長 議案書の24ページをご覧ください。議案第23号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案」について説明いたします。28ページをご覧ください。本案の規則改正の主旨としましては、提案理由にありますように、「地方公共団体情報システムの標準化」に伴い、様式を変更するものであります。地方公共団体情報システムの標

準化につきましては、広島県や市など地方自治体が使用する「情報システム」を、国が定めた統一的な基準や仕様に合わせることで、コストの削減、利便性の向上、また自治体間のデータ連携の促進など様々なメリットがございます。竹原市におきましては、令和8年1月から、地方公共団体情報システムの標準化に伴う新システムの運用を開始しております。この度の規則改正におきましては、29ページにございます就学に関わる事項のうち、「入学期日及び学校指定通知書」の様式を新システムに適合した様式に変更するものであります。その他、30ページ以降の様式でございますが、今回の規則改正の機会を捉え、様式の中の「殿」を「様」に改正するなど文言の整理を行うものでございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員 書式を見ると、29ページの資料の改正前は、平成とありますよね。これは、平成はなくなったということで、全部年月日は西暦という理解でよろしいですか。

○岡元教育次長 これまでは昭和といった表現をしておりました。元号も変わってまいります。基本的には元号でございますが、そういった様々なものに対応できるよう様式から元号等を削除して対応さするという様式にさせていただいております。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第23号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○辰己委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和8年第5回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和8年5月28日 午後2時05分閉会

